

○島田市社会教育委員会議規則

平成17年 5 月 5 日

教育委員会規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員は、議長及び副議長各1人を互選する。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。

3 議長及び副議長は、再任されることができる。

第3条 議長は、会議の議事を整理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 5 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最初に選任される議長及び副議長の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年 3 月31日までとする。

令和 8 年度 島田市社会教育委員 活動（予定）

1 島田市社会教育委員の会議（案）

- (1) 会議を 3 回程度開催する。
- (2) 今会議において教育委員会から諮問を受けた「人と人をつなげる社会教育の在り方について」における施策について検討・協議する。

	日程（案）	時 間	会 場
第 1 回	10 月 6 日（火）	午前 10 時	島田市役所 4 階第 2 委員会室
第 2 回	11～12 月		
第 3 回	2 月		

2 県・中部地区等社会教育委員連絡協議会関係（見込含む）

行 事 名	日程(案)	会 場	出席者
県社会教育委員連絡協議会 会計監査・第 1 回理事会／ 県社会教育委員連絡協議会 令和 10 年度開催予定 第 70 回全国社会 教育研究大会及び第 59 回関東甲 信越静社会教育研究大会静岡大会 準備委員会（以下、準備委員会と する）	5 月 13 日(水)	静岡市（静岡県 産業経済会館）	議長
中部地区社会教育委員連絡協議会 第 1 回役員会・総会	5 月 19 日(火)	御前崎市 (御前崎市役所)	議長・副議 長・事務局
県社会教育委員連絡協議会 総会・研修会	6 月 12 日(金)	静岡市 (あざれあ)	議長・ 事務局・ 研修：全委 員（希望者）
中部地区社会教育委員連絡協議会 志太地区社会教育委員研修会	7 月 15 日(水)	島田市 (かなうえる)	全委員・ 事務局
中部地区社会教育委員連絡協議会 第 2 回役員会	8 月 7 日（金）	御前崎市 (御前崎市役所)	議長 事務局

行 事 名	日程(案)	会 場	出席者
県社会教育委員連絡協議会 第2回理事会／ 県社会教育委員連絡協議会 準備委員会	9月9日(水)	静岡市（静岡県 産業経済会館）	議長
中部地区社会教育委員連絡協議会 合同研修会	11月5日(木)	吉田町（吉田町 学習ホール）	全委員・ 事務局
関東甲信越静社会教育研究大会	11月19日(木) ～20日(金)	群馬県前橋市	議長・ 事務局
県社会教育委員連絡協議会 第3回理事会／ 県社会教育委員連絡協議会 準備委員会	12月9日(水)	静岡市	議長
社会教育関係者研修会	2月	中部地区	全委員 (希望者)
県社会教育委員連絡協議会 第4回理事会／ 県社会教育委員連絡協議会 準備委員会	3月10日(水)	静岡市	議長
中部地区社会教育委員連絡協議会 第3回役員会	3月	御前崎市	議長・ 事務局

3 県教育委員会関係

行 事 名	日程	会 場	出席者
社会教育基礎研修	7月10日(金)	静岡県総合教育 センター	新任委員等
社会教育実践研修	—	—	事務局

4 島田市社会教育課関係

行 事 名	日 程	会 場	出席者
はたちの集い	1 月 10 日 (日)	総合スポーツセンター(ローズアリーナ)	全委員

島田市社会教育委員の会議

議長 萩原 淑恵 様

島田市教育委員会

教育長 服部 正美

人と人をつなげる社会教育の在り方について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、人と人をつなげる社会教育の在り方について諮問いたします。

記

1 諮問事項

人と人をつなげる社会教育の在り方について

2 諮問理由（内容）

近年、少子高齢化、生活様式の多様化、地域活動の担い手不足など、地域社会を取り巻く課題が複雑化している。こうした状況の中で、社会教育には「学び」を通じて人と人、人と地域、世代や分野を結び、課題解決や支え合いの基盤となる「つながり」を育む役割が一層求められるようになってきている。

また、令和7年4月島田市社会教育委員からの答申「島田市における公民館の今後の在り方について」内で、公民館が「人と人がつながる場」として機能することに力を入れていただきたいという提言をいただいた。

さらに、社会教育委員会会議において、令和7年度に1年間かけて現状の課題を協議していただいたところ、「つながり」が重要なテーマであるという意見が出た。

これらを受け、島田市の地域資源を活かした「人と人をつなげる社会教育の在り方について」について、具体的な意見をいただくため諮問するものである。

3 検討の観点

- (1) 島田市における「人と人のつながり」の現状について
- (2) 学びの場・機会を通じた「つながり」づくりの方策
- (3) 参加しにくい人に届く仕組みづくり
- (4) デジタル活用を含む新しい「つながり」の形成
- (5) 社会教育による「つながり」を持続可能にする推進体制について

○社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条 削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正）